

京都市告示第 51 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）による改正前の第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

令和7年4月1日

京都市長 松井孝治

京都市公金収納受託者	委託する徴収事務の内容	委託する期間
株式会社ワン・ワールド	京都市青少年科学センターの入場料、プラネタリウム観覧料等の徴収	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

(青少年科学センター)